

## 平成23年度奈良県消費生活審議会議事録

平成23年12月22日(木)  
県消費生活センター3階研修室

司会進行：消費・生活安全課長

(事務局：森藤課長)

それでは定刻となりましたので、ただ今から「平成23年度奈良県消費生活審議会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中、本日の審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。申し遅れましたが、私は本日の司会進行を務めさせていただきます、消費・生活安全課長の森藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の審議ですが、委員15名中現在12名のご出席をいただいております。もう一名の委員の方には少し遅れてお越しいただけると伺っております。したがって、本日の審議会ですが、出席委員が過半数を超えておりますので、奈良県消費生活条例施行規則第4条第2項の規定により、本日の会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、本会議の開催にあたり、堀川くらし創造部次長からご挨拶申し上げます。

(事務局：堀川次長)

ご紹介いただくくらし創造部の堀川でございます。もう今年も残り十日で新しい年を迎えるこの時期に、委員の皆様方には審議会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、平素は、本県の消費者行政の推進にご理解、ご協力を賜っておりますこと、あらためてこの場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

さて、ご承知のように、近年、消費者問題は年々複雑化・多様化してきております。最近では、未公開株・社債、外国通貨取引等の投資トラブルや、今非常に問題になっております貴金属の「押し買い」、これは強引な買い取りということです。あるいはマンション販売や住宅リフォームなどの住まいに関する悪質勧誘等の被害も相変わらずの状況となっております。また一昔前にはやった原野商法がまた見受けられるという状況です。法改正による規制も一部で行われていますが、次々と新しい手口がみだされ、被害が後を絶たしません。

県におきましても、これらの被害の解決のため、国の交付金を活用し、基金を造成しました。その基金を4年間で使うということで、県及び市町村の消費生活センターや相談窓口の充実・強化を図り、また、具体的な被害の予防を目指して、県民の皆様への教育・啓発等に努めているところでございます。その進捗状況や今後の方針等につきましては、後ほど事務局から報告をさせていただきます。

委員の皆様方の忌憚のないご意見を頂戴しながら、これからの消費者行政を進めていきたいと考えておりますので、今後ともご協力・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

(事務局：森藤課長)

ありがとうございます。本日は、去る7月1日付けの委員改選後、初めての会議となります。新しく委員にご就任頂いた三名の方もいらっしゃいますので、名簿に従いまして、着席順に私から全員の委員をご紹介します。お手元の委員名簿をご覧ください。誠にそれいりますがその場でご起立一礼をお願いいたします。

最初に、消費者代表の委員をご紹介します。

奈良県地域婦人団体連絡協議会理事の岡波圭子委員でございます。

奈良県生活学校運動推進協議会副会長の山岡芙美子委員でございます。

日本労働組合総連合会奈良県連合会女性委員の福森智子委員でございます。

奈良県消費生活センター消費生活ネットワーク運営委員の中井博美委員でございます。

奈良県消費生活相談員連絡会副会長の吉永洋子委員でございます。

次に、事業者代表の委員をご紹介します。

奈良県農業協同組合経営管理委員の壺井和子委員でございます。

日本チェーンストア協会関西支部参与の中岡利章委員でございます。

(社)奈良工業会専務理事の辻良彰委員でございます。

奈良県生活協同組合連合会会長の瀧川潔委員でございます。

最後に、学識経験者代表の委員をご紹介します。

奈良弁護士会弁護士の深水麻里委員でございます。

大阪商業大学経済学部教授の伊東眞一委員でございます。  
京都産業大学大学院法務研究科教授の坂東俊矢委員でございます。  
奈良県社会福祉士会副会長の片山美恵子委員でございます。

どうぞよろしく申し上げます。なお、片山委員ですが、今名簿には理事と記載しておりますが、副会長に訂正をお願いします。

以上、本日13名の委員にご出席いただいております。なお、内野委員及びタン委員の二人からは、本日は所用により欠席する旨のご連絡をいただいております。

続いて、県事務局の職員を紹介させていただきます。

前列、向かって右、くらし創造部の堀川次長でございます。

続きまして、消費生活センター中尾所長でございます。

後列、向かって右から消費生活センター石川副所長でございます。

同じく消費生活センター中南和相談所前川所長でございます。

前列、向かって左、三浦消費者行政係長でございます。

後列、向かって左から、消費生活センター中川係長、中山主査、福井主査、高橋主任主事でございます。

以上、私を含めまして、10名の職員が本日出席させていただきます。

それでは審議に入ります前に、本日配布いたしております資料のご確認をさせていただきます。

\* \* \* \* \* 資 料 確 認 \* \* \* \* \*

(事務局：森藤課長)

本日は新たな任期における最初の審議会でございますので、会長が選出されるまでの間、事務局が議事を進行させていただきます。議事進行にご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事次第に従いまして、第1号議案「会長の選任及び会長代理の指名について」ご審議願うことといたしますが、奈良県消費生活条例施行規則第3条第1項の規定により、会長は審議会の委員の互選により定めることとなっております。また、会長代理は会長があらかじめ指名するとされています。まず委員の皆様方より、当審議会の会長のご推薦をお願い申し上げます。

(辻委員)

消費生活問題についてもご造詣が深く、他の自治体等の状況についても情報をお持ちですので、大阪商業大学の伊東委員にお願いしたいと思っております。

(事務局：森藤課長)

ありがとうございます。他にご推薦ございますでしょうか。

それでは、ただいま伊東委員が推薦されましたが、他にご意見等ございませんか。よろしゅうございますか。それではお諮りします。消費生活審議会長として、伊東委員の選出にご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

\* \* \* \* \* 拍 手 \* \* \* \* \*

(事務局：森藤課長)

有難うございました。委員の皆様のご賛同もいただきました。伊東委員におかれましては、大変ご多忙のところ、誠に恐縮ですが、本審議会の会長へのご就任をよろしくお願い申し上げます。

なお、本日ご欠席の、内野委員及びタン委員にも、事前にご意見をお伺いしましたところ、両委員からは、会長の選出については、委員の皆様のご決定に従う旨のご回答を得ておりますことをご報告させていただきます。

それでは、会長が選出されましたので、以後の進行は奈良県消費生活条例施行規則第3条第1項の規定により、伊東会長をお願いいたします。

では伊東会長、議長席にお移りいただき、以後の議事進行をよろしくお願い申し上げます。

(伊東会長)

それでは審議に入ります前に一言ご挨拶申し上げます。まずこのような高い席にご推薦いただき、大変恐縮しております。皆様ご存じと思いますが、何分、サラ金やクレジット関連については知識もある方だと思いますし、先物取引、金融、証券をずっと勉強して参りましたので、その分野については普通の人より知っているかと思いたすけれども、消費者行政につきましては、やらなければいけないことは重々承知しておりましたけれども、学内行政が非常に忙しいこともあり、十分に勉強しているとは思っておりません。ですので皆さんに支えていただきますと共に、これから一生懸命勉強させていただきますので、どうぞ御協力の程よろしく申し上げます。

それでは早速議事を進めていきたいと思いたす。まず、会長代理についてですが、奈良県消費生活条例施行規則第3条第3項により、会長が指名することとされておりますので、深水委員を会長代理にご指名させていただきますと思いたすがよろしいでしょうか。

\* \* \* \* \* 深水委員 了承 \* \* \* \* \*

(伊東会長)

深水委員にご了承いただきましたので、会長代理へのご就任をお願いすることとさせていただきます。

次に、議題2「苦情処理部会の設置及び部会委員の指名について」ですが、従前から、消費生活条例第8条第3項の規定に基づき、審議会に消費者苦情処理部会を置いていますが、引き続き置いておく必要があると思いたす。部会の委員は消費生活条例施行規則第5条第1項で、会長が指名することになっておりますので、これから申し上げる委員を私の方から指名させていただきます。

まず、消費者代表から吉永委員をお願いします。事業者代表から辻委員をお願いします。学識経験者から深水委員、坂東委員をお願いします。あと、もう一人、タン委員をお願いしたいと思っておりますけれども、本日ご欠席でいらっしゃいますので、事務局からお伝えいただきたいと思いたす。

それでは、続きまして議題3「奈良県消費者行政活性化計画について」事務局から説明をお願いします。

(事務局：三浦係長)

それでは議題の「奈良県消費者行政活性化計画について」説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。奈良県消費者行政活性化計画の進捗状況についてでございます。まず始めに、3つの方針について説明させていただきます。

まず1つ目に、国において地方消費者行政強化の“集中育成・強化期間”としております。平成21年度から23年度の3年間に、県・市町村が連携し、体制整備等に取り組む消費者行政活性化計画を平成20年度に策定しております。

2つ目として、これを踏まえ、平成20年度の国の補正予算による、地方消費者行政活性化交付金などを活用して、平成21年3月に消費者行政活性化基金を造成し、平成21年度より市町村の支援や県消費生活センターの機能強化を実施しているところでございます。

そして3つ目として、平成22年8月に、国の消費者行政活性化交付金要綱が改正されまして、消費者行政活性化基金事業を1年延長し、平成24年度まで実施可能となったことから、本計画についても1年延長するものでございます。

また、消費者行政活性化基金条例には、有効期限の規定があるため、この有効期限についても1年延長するものです。

次に、目標設定ですが、大きく5つに分類しております。一番左側の項目でございますが、まず、1つ目に「消費者行政活性化のための組織・体制整備」といたしまして、「県消費生活センターの整備」と次の2ページの「市町村における消費者行政の充実」でございます。

県の消費生活センターを県内の中核センターと位置付け、消費生活相談員の養成やレベルアップ研修を実施するほか、優秀な人材を確保するため、相談員の待遇改善を行っております。さらに、今年度は、市町村の解決困難事案の支援を行うため、「市町村相談窓口支援事業」を新規事業として実施しているところでございます。

この事業の内容につきましては、後ほどの議題で詳しくご説明させていただきます。

次の資料2ページには、市町村の消費生活相談窓口や消費生活センターの整備状況について記載しております。これまで、35市町村が消費者行政活性化基金を活用して、相談窓口の開設、相談時間の延長や開設日数の増加など、住民サービスの向上を図っていただいているところでございます。

また、近隣市町村との広域連携も実施しておりますので、この内容につきましても、後ほどの議題で詳しくご説明させていただきます。

2つ目の目標は、3ページの「県民を消費者被害から守り、被害者を救済する」こととでございます。こちらについては、消費者被害の防止のための県と市町村との情報共有ネットワークを強化したり、市町村の消費者行政担当職員や消費生活相談員を対象にした、消費者安全法に基づく消費者事故情報の集約に関する研修会の実施、また、多重債務者を対象にした無料相談会などの取り組みを行っているところです。

3つ目の目標は、4ページの「悪質事業者の市場からの排除と事業者指導」でございます。こちらについては、警察官OBを事業者専門指導員として、県の消費・生活安全課及び消費生活センターに配置しまして、事業者に対する指導を行うほか、国や近隣府県と連携し、特定商取引法に基づく行政処分を実施しているところでございます。なお、昨年度は、消火器の訪問販売事業者に対して、近畿6府県が合同で行政処分を実施したところでございます。

4つ目の目標は、「消費者の安全・安心を確保する」ための商品の確保と高齢者・障害者対策でございます。

こちらにつきましては、食品の安全を確保するための検査機器を導入したり、高齢者や障害者の方によります県内の各団体との情報交換会の開催や、消費生活センターからの見守り通信を毎月配信することなどの取り組みを行っています。

最後、5つ目の目標は、5ページの「消費者の自立支援」のための、情報発信、消費者教育、消費者活動の支援でございます。こちらについては、県の消費生活センターによります悪徳商法対策講座などの各種啓発講座や、消費者団体と共催でシンポジウムを実施したり、また、啓発冊子やパンフレットを作成・配布するほか、悪質商法の手口等にかかる啓発劇等のボランティア活動を行う、「くらしの安全・安心サポーター」の養成などの取り組みを行っているところです。

次に、6ページをご覧ください。これは、先ほどの消費者行政活性化計画のうち、消費者行政活性化基金事業にかかるものを1枚にまとめたものでございます。平成24年度の事業案について、この資料に基づきご説明いたします。県の事業予定ですが、上の方にある「平成24年度重点実施項目」として、先ほどご説明しました市町村支援の充実と併せて、自立した消費者を育成し、被害の未然防止のため、消費者団体の実施等により、消費者団体交流会の活動を支援したいと考えております。

また、平成21年度から実施してきました、県消費生活センターの機能強化、消費生活相談の高度化・複雑化に対応するための、相談員のレベルアップ研修、警察OBによる事業者指導などについては、引き続き実施したいと思っております。

市町村におきましては、平成20年度末で10町村が消費生活相談窓口が未設置でありましたが、平成23年5月には、広域連携を含めて、全市町村で窓口設置されたところでございます。平成24年度においても、消費生活相談窓口の運営経費や市町村で取り込む啓発事業等について、消費者行政活性化基金から交付金を交付する予定としております。

以上が奈良県消費者行政活性化計画の進捗状況及び計画案ということで説明させていただきました。以上でございます。

(伊東会長)

ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問、ご意見等がございましたらよろしく願います。

(坂東委員)

新参者でわからないことが多いので、教えていただけたらと思います。後でご報告もあるのでその後にお聞きするほうがよいのかもしれませんが、総合的なところからいくと、平成24年度の事業の後にいわゆる活性化基金についての使用が終わるわけですね。とすると、今まで大変なご努力をいただいて、平成20年度に消費者行政活性化計画を立てていただいて、これに基づいて奈良県の消費者行政は進んできたんだという認識をさせていただきましたが、いわば期限切れを迎えて、24年度中に活性化基金がどうなるかということも踏まえた、新しい計画の立案というものが場合によっては必要なのかなと聞かせていただいたのですが、そのような議論があり得るのかどうかということを教えてくださいたいと思います。とりわけ一番重要であると考えますのは、次のご説明にあると思いますので、先走ってもいいかもしれませんが、大変なご努力で市町村の相談窓口が未設置であったものが、平成23年度にはそれがゼロになったというのは、大変なご努力だったと思います。ただおそらく、いわゆる消費者安全法に規定された消費生活センターとして機能しているものだけではなさそうな気がいたします。とすると、法律の目標としては、一応各市町村に消費生活センターみたいなものを設置する努力をしましょうと、こういう原則からいくと、基金が終わった後にそれをどうきちんと整理していくか、どう動かしていくかという

ことは、きっと県としても頭を悩まされているところだと思うのですが、そのあたりについても今後どのような議論があり得るかというところも、何かありましたら教えていただきたいと思います。

(事務局：三浦係長)

消費者行政活性化基金はこれまで23年度までということが、1年延長して24年度まで活用することが出来るということで、来年度も引き続き同じような事業で実施していくこととしておりますが、委員お述べのとおり25年度以降の姿については国もはっきりと示していないという状況になっております。つい2日程前のことですが、消費者庁地方協力課の担当が県庁を訪問されまして、そこで県の取組状況等のヒアリングがありましたので、市町村の相談窓口の設置状況等の説明をする中で、こういった形で相談窓口を充実したので、今後それを継続して行くにあたっての財政的支援についても検討するような要望を直接担当にさせていただいたところがございます。今のところ、国からの情報が何分少ないところですので、今後形が見えてきたら議論をしていこうということは当然考えているところです。

また、市町村の相談窓口ですが、次の議題でも詳しく、どういった形で充実していったのかということをご報告させていただこうと思っておりますが、いずれにしましても市町村においてはどこも財政状況が厳しいということで、限りある財源の中から相談窓口の充実強化に取り組んでいただいているところがございます。これにつきましても県と同じ状況ですので、活性化基金が無くなれば今と同じような窓口を設置できるのかという問題も当然起こってくるわけですので、これについても引き続き国の状況等の情報収集を図りながら今後検討していきたいと思っております。

(伊東会長)

ありがとうございました。そのほかにもございませんでしょうか。

(深水委員)

資料の2ページ目の相談員養成研修委託事業についてですが、奈相研というところがこういった研修やマニュアルの作成とかの委託を受けて一定の役割を果たしてこられたけれども、今年で無くなりましたよね。養成研修はここ数年のように大量に養成しなければならぬという要請がなくなるからいいのでしょうかけれども、その後の研修であるとか、数年はいらぬのでしょうか、今後マニュアルの改訂が必要になったときには、どこがどうなさるといえるのはもう決まっているのでしょうか。

(事務局：三浦係長)

相談員の養成研修は国の要項で法人に委託して実施するという規定がありまして、そのために、今日副会長にもお越しいただいておりますが、消費生活相談員連絡会からなります法人「奈良県消費生活相談員連絡会研修センター」、略して奈相研と呼ばせていただいておりますが、そこに平成21年度から委託し、それについては資料6ページに書かせていただいております消費生活問題の高度化という項目ですが、市町村支援事業として相談員の養成研修(委託)を行っております。平成21年度は10名、22年度は11名の研修生を養成したところがございます。

今深水委員がおっしゃったように、委託先の法人が23年度初めに解散されたことと、資料にあわせて書かせていただいておりますが、相談員の人材バンクを設置し、研修生とそれ以外の方につきましても県のホームページ等で広く募集しまして現在33名の方が登録している状況ですので、今年度については養成研修を行わなかったという状況でございます。

今後、専門の資格を持った消費生活相談員を採用する際には、この人材バンクの情報を市町村に提供するかたちで、相談員の円滑な採用に取り組むといったところです。また、先程の奈相研におきましては、養成研修だけでなく、消費生活相談に関するマニュアルの作成も併せて委託しており、そこで作成したマニュアルを市町村に配付しております。またマニュアルに基づく研修を、行政職員を対象に行っているところです。今後内容の改正が必要な場合は、それを県自らでやるのか外部委託でやるのか未定ですが、いずれにせよ中身としては最近の消費生活相談の状況をトピックスとして載せているところもございまして、また新しい手口による悪徳商法など、そういった情報があれば内容の検討もして参りたいと思います。

(伊東会長)

ありがとうございました。そのほかにもございませんでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題4「市町村消費者行政の広域連携につ

いて」事務局から説明をお願いします。

(事務局：三浦係長)

それでは次の議題の市町村相談窓口の関係について説明いたします。

資料7ページをご覧ください。これは、県内市町村の消費生活相談窓口の開設計画を示した表でございます。県内市町村の状況ですが、平成20年度において、4市、上から奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市が週5日窓口を開設する消費生活センターを設置している状況でした。その後、大和高田市と橿原市が平成22年度にこれまでであった相談窓口の開設日数を4日に増やして消費生活センターという形で窓口を開設したところでございます。いずれにしても、39市町村のうち、消費生活センターは6市あるという状況です。

消費生活センターの基準は、先程の議題で坂東委員もおっしゃったように、消費者安全法に規定がございます。その基準では週4日以上窓口を開設し、消費生活相談員による相談対応を行うものとなっております。都道府県は設置義務がありますが、市町村については、「設置するよう努めなければならない」と、努力義務となっているところでございます。

県では消費者行政活性化基金が始まった平成21年度から、相談窓口の充実につきましては、繰り返し要請しているところですが、やはり財政状況が厳しいということから、週4日消費生活相談員を配置することはなかなか難しいという声も伺っておりました。

このため、より効率的・効果的に消費者行政を充実・強化させるために、近隣の市町村との連携による消費生活相談窓口の広域連携を検討したところでございます。

資料8ページをご覧ください。こちらは、今年5月に開催された奈良県・市町村長サミットの配布資料で、平成22年度に行われました「消費者行政の広域連携」の取り組み状況を県から各市町村長に報告したものです。

昨年度は、16の市町村が6つのグループに分かれて、4回の作業部会を開催し、連携の枠組みや内容等について協議を行ったものでございます。

資料9ページをご覧ください。取組の成果としまして、3つの方式による広域連携を実施いたしました。1つ目は、「中心市集約方式」です。これは、相談窓口を設置していない町村が、近隣で消費生活センターを設置している市に相談業務を委託するものです。①は、山添村が天理市に委託、②は高取町が橿原市にそれぞれ相談業務を委託し、広域連携しているものでございます。

資料10ページをご覧ください。2つ目は、「広域連携方式」というものです。消費生活相談員を配置している五條市、平成23年度から相談員を配置した十津川村、職員が相談対応している野迫川村と、それぞれ窓口の設置状況が異なる3市村が連携して、それぞれ3市村の消費者からの相談を受け付けたり、困難事案があった場合には、3市村が協力して対応するものです。

3つ目は、「輪番制方式」です。これは、隣接する市町村が特定の曜日ごとに相談窓口を開いて、輪番によりそれぞれの消費者からの相談を受けるというもので、この方式の利点は追加の費用負担なしに、相談日数を増やすというところでございます。この取組を行ったところは、御所市と葛城市のグループ、資料11ページに参りまして、生駒郡4町(平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町)のグループ、それに、上牧町・王寺町・河合町のグループでございます。

資料12ページをご覧ください。これは、県内で広域連携を実施している市町村の一覧表でございます。先ほど説明しました、輪番制方式の上牧町・王寺町・河合町のグループについては、7番目に記載しておりますとおり、上牧町と河合町が先行して今年の10月から週4日の広域連携を実施しているところでございます。

また、先程は平成22年度取組の成果ということでございましたが、21年度に検討を行った宇陀市、曾爾村、御杖村ですが、このグループにつきましては、窓口未設置であった曾爾村と御杖村が宇陀市に相談業務を委託することで連携を行っております。

また、平成9年度から吉野郡にあります吉野郡消費者生活実践連絡協議会というところで、相談員が相談窓口を担当する町村を3か月ごとに巡回するという様な形の連携も行っております。

また、1番上に記載しております香芝市と広陵町のグループについてですが、今年度に入ってから新たに検討を行ったグループでして、今年の10月から輪番制方式による広域連携を実施しているという状況でございます。

以上のことから、県内39市町村のうち、29市町村が広域連携を実施し、また、全市町村で専門の相談員による相談が受けられるようになったところでございます。これにつきましても、全国的にこれだけの広域連携を行っているところは少なく、先程申しました2日前に消費者庁の担当が来られた際にも、なぜ奈良県がこれだけ充実しているのか理由を知りたかったということで、県の取組についてご説明させていただいたところでございます。事務局からは以上です。

(伊東会長)

ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(坂東委員)

大変ご努力いただいていることがよくわかりました。各市町村も現場での感覚を生かしながらご努力いただいていることと思います。それを理解した上で発言いたしますが、ひとつは、このいわゆる輪番制方式という場合には、その相談に当たっている方は基本的には相談員の方ではなくて、職員の方と理解してよろしいでしょうか。また、もう一点ですが、先程の2ページのところに、輪番制をされている平群町、三郷町、斑鳩町がPIO-NETの設置を申請中という記載があります。こういう場合、PIO-NETはどうやって設置するのでしょうか。ご案内のとおり、PIO-NETを活用できるというのは相談にとって大変大切なことです。つまり相談員の皆さんの最大の武器だ、弁護士以上の武器だと私は思いますが、そういうものがセンター設置と共に市町村にあるというのはその相談員の方々を非常に勇気づけることになると思います。このPIO-NETの設置を今の輪番制をとっておられるところで議論されているということは、全国的にも珍しいと私は思いました。それがどういう形なのか教えていただいた上で、どういう活用を考えておられるのか、あるいは県としてどういうご指導をなされるのか少しお教えいただけたらありがたいと思います。

(事務局：三浦係長)

まず輪番制を行っているところですが、資料の12ページに一覧がございますが、そこで開設日の欄に曜日を入れております。この曜日につきましてはそれぞれ専門の相談員が相談対応を行っているところでございます。例えば上牧町や河合町は、今年の10月から広域連携を始めたのですが、今年から同じ相談員に来てもらうことになりまして、同じ方が月、火、水、木と相談を受ける体制をとっております。あと6番目の生駒郡の4町につきましても、3人の相談員が、これはお一人が2町を掛け持ちをしているかたちなのですが、そういったことで相談対応をしているということで、全てここにある曜日につきましては、消費生活相談員を配置しているということで、住民の方からすると専門の相談員による相談を受けられる日が飛躍的に拡大したという状況でございます。

2つめのPIO-NETについてですが、国民生活センターが運営する全国の相談状況を取りまとめするネットワークのシステムなのですが、こちらについても消費生活センターに配置するという条件で国民生活センターの配備基準がこれまで週4日以上開設し、専門の相談員もいるという条件だったのですが、国民生活センターの方でもPIO-NETのシステムをより多くの市町村に配備するために、条件を少しだけ緩和いたしました。それが週4日以上窓口を開設するところは変わりませんが、ただし専門の相談員がいなくても職員が対応することでもよくなりました。そこで、昨年の消費者行政担当課長会議におきまして、そういった条件が緩和されたのでぜひ市町村にPIO-NETを置いてくださいという要請を行いました。その結果、これまでのPIO-NETの設置につきましては、資料の2ページですが、平成21年度から23年度進捗状況ということで、これまでPIO-NETにつきましても、消費生活センターがあった奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市の4市だけだったのですが、平成22年度、23年度に増やしております。これは消費生活センターということで週4日相談員がいる窓口は、22年度にPIO-NETを設置した大和高田市と橿原市のみですが、あとの市町につきましても、相談員がいけない日には職員が対応します。例えばクーリングオフとか簡単な相談であれば対応し、相当難しい問題になれば県のセンターを案内し、確実に解決できるところに繋ぐという役割を担っていただくということで職員に対応していただいております。先程も養成研修の関係でマニュアルの説明をさせていただきましたが、職員にそういった相談の受け方についても理解していただくために研修を行ったところです。そういったところで、今申請中の平群町、三郷町、斑鳩町につきましても、これは広域連携をしている4町のうち安堵町だけ先に設置したのですが、やはり広域連携を行うにあたっては4町ともPIO-NETがあった方がよいという発想で、ぜひともこれは設置して欲しいということで申請しております。そういったことで、なかなか週4日相談員を置くというのは厳しいのですが、国民生活センターのほうも基準を緩和したので、それを受けて県の方から市町村にお願いする形でPIO-NETを積極的に配置しているというような状況でございます。

(伊東会長)

ありがとうございました。その他にございますでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題5「市町村に対する支援事業について」事務局から説明をお願いします。

(事務局：中山主査)

消費生活安全課の中山でございます。議題5「市町村に対する支援事業について」説明させていただきます。

まず資料の13ページをご覧ください。県による市町村相談窓口の支援事業としては、今年度新たに4つの事業に取り組んでおります。まず1つ目に、解決困難事案の相談処理を支援することについて説明いたします。

まず、事業の背景を申し上げますと、本県の消費生活相談の件数は、全国の傾向と同じく、振り込め詐欺が横行したH16年度をピークに減少傾向にありますが、1件当たりの相談時間は長くなっている傾向がございます。また相談内容が高度になりまして、また専門化していることよって、相談員の負担が大きくなっているところです。そこで、県センターに「市町村相談員専用ダイヤル」を設置しまして、本年度より新たにセンターで増員を図りました「市町村支援を行う専門相談員」が、市町村からの問い合わせに対応し、助言を行っています。まずは電話相談で対応しますが、状況によっては市町村からの依頼に基づきまして、県センターから相談員を派遣し、困難事案の相談処理に県が協力することも可能としております。ただし、実際に市町村の相談窓口へも参りますが、あくまで市町村で受けた相談を県が支援するということであり、県の相談員が市町村の相談員に代わって対応するものではございません。

また、本年度は消費生活相談員を配置している市町村相談窓口の現況を把握し、今後の市町村支援の在り方について検討するため、10～11月にかけて消費生活相談員を配置している市町村の消費生活相談窓口24ヶ所、これには台風12号・15号による災害が発生したこともあり、十津川村を除いておりますが、市町村支援を担当する相談員と事業者専門指導員がペアとなり訪問いたしました。そこで、各市町村における「相談の受付体制」や各担当課との連携の状況や、住民に対する啓発活動の状況、あるいは県に対する市町村支援への要望などの聞き取りを行ったほか、警察との連携や相談受付時の危機管理体制の状況等を確認し、市町村へ助言を行ったところです。

次に2つ目ですが、事業者とのあっせん処理を支援する仕組み作りをしておりますので、ご説明いたします。県では本年4月から、警察OBである事業者専門指導員を新たに1名増員し、2人体制としており、この増員した1名をセンターへ配置いたしました。そこで、この事業者専門指導員が、市町村からの依頼に基づいて、市町村が行うあっせんの場に同席し、あっせん等の経験が少ない市町村相談員の支援を行うことを可能としています。さらに、特定商取引法等の法令違反の疑いがある事業者については、市町村があっせんを行う際、事業者専門指導員がその場に同席して法令遵守を指導することもいたします。また、これらのことに併せまして、市町村が事業者と消費者のあっせんにあたる際に、場所の確保が困難な場合は、県センター2階に設けているあっせん室も使っていただけるようにしているところです。

次に3つ目として、弁護士による相談体制の整備について説明いたします。

まず、現状ですが、市町村の中には消費者行政活性化基金を活用し、相談員が弁護士へ相談できる体制をとっているところもありますが、大半の市町村では消費者行政に係る弁護士相談というものは実施してはいない状況です。このことを受けまして、法律家の助言を受けたい市町村を支援するため、県センターの高度専門相談員である弁護士が、市町村の相談員からの相談に対応するものというものです。これは、これまでも県では高度専門相談員として弁護士にセンターへ来ていただいていたのですが、その回数を月2回増やして、その分を市町村からの相談に対応していただくというかたちをとっております。さらに、県相談員分として確保する従来からの時間についても、空きがある場合には、市町村が相談できるよう開放しております。方法としては、市町村相談員に県センターへ直接来ていただいても結構ですし、「市町村相談員専用ダイヤル」により、電話で弁護士と相談していただいてもよいこととしております。

最後に4つ目として、情報ネットワークの整備について説明いたします。これは県と市町村の消費者行政担当職員や消費生活相談員の情報交換のため、県センターのHPにネットワーク機能を追加したものでございます。まず、県・市町村の担当職員と相談員に、ログインIDとパスワードを付与しまして、これを用いて各自が専用の掲示板に情報を書き込み、あるいは閲覧することができます。具体的な使い方としては、例えばある市町村で、悪質な訪問販売事業者の被害相談が住民から寄せられた場合、当該市町村の担当職員または相談員が、その悪質事業者の活動情報やその手口を掲示板へ書き込み、いち早く県や他市町村の担当職員や相談員との間で情報を共有し、被害の拡大防止に努めるでありますとか、また別の例では、各相談窓口が業者との返金交渉に当たる際に必要となる、返金請求の法的根拠等について、弁護士から得られた見解を掲示板に書き込み、情報共有するなど、積極的な活用がなされているところです。

議題5「市町村に対する支援事業について」の説明は以上です。



(伊東会長)

ありがとうございました。ただ今の説明についてご質問、ご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に進みたいと思います。議題6「多重債務問題への取組みについて」事務局から説明をお願いします。

(事務局：高橋主任主事)

それでは多重債務問題への取組みについて説明させていただきます。主な取組みとしましては2つございまして、「多重債務者無料相談会」と「多重債務問題に関する相談窓口等職員向け研修会」について、今年度実施しました結果の報告を中心に、説明させていただきます。

まず一つ目、「多重債務者無料相談会」について説明いたします。14ページの「多重債務者無料相談会実施要項」に沿って、実施方法を説明いたします。

国が提唱する「多重債務者相談強化キャンペーン2011」期間中、「多重債務者無料相談会実施要項」に基づき、無料相談会を11月22日(火曜日)から28日(月曜日)までの7日間実施いたしました。1の趣旨にございますように、奈良県における多重債務者対策の推進のため、多重債務者対策協議会、内訳としましては、市町村、県、弁護士会、司法書士会及び奈良財務事務所の主催で開催することとし、「3 実施案」の(4)相談方法のとおり、1名当たりの相談時間を30分とし、弁護士又は司法書士と、消費生活相談員又は職員が一組で相談に当たることとしました。

次に、広報について、説明いたします。15ページが今回のチラシでございます。本年度は周知期間を2週間から4週間に延ばし、相談者の増加に努めてまいりました。周知方法としてチラシ16,000枚、ポスター1,050枚を作成し、県内の近鉄、JRの主要な25駅に4週間掲出し、また近鉄についてはポスターの下にパンフレットラックを設置して、無料相談会のチラシを駅利用者等が持ち帰りやすいように配布しました。さらに今年度は新たに奈良交通バスにも100台分掲出し、より多くの方の目につきやすいよう工夫しました。また、読売新聞や、NHK等のテレビにおいても相談会の開催を取り上げていただくなど、新たな取り組みやご協力を得ながら今年度も一層広報を強化いたしました。

続きまして今回の無料相談会の結果報告をさせていただきます。16ページをご覧ください。今年度は14市町と、新たに奈良財務事務所にもご協力いただき、県内17会場で11月22日(火曜日)から28日(月曜日)の7日間開催いたしました。

まず、相談者数ですが、今回は計27人ご参加いただきました。参考までに、過去からの実績の推移を申し上げます。平成19年の12月に1回目の無料相談会を実施しておりますが、平成19年は2会場で98人、平成20年は140人(内訳は、春に6会場で64人、冬に17会場で76人)、平成21年が21会場で66人、H22が17会場で43人です。

今回は前にも述べましたが、周知期間を2週間から4週間に伸ばし、より広報を強化したのですが、結果としましては、昨年と比較すると、相談者が1/3ほど減少し、相談者がおられなかった会場が6会場もありました。

毎年、多重債務者の掘り起こしのため、広報にも力を入れているのですが、年々参加者が減少しております。この結果については、昨年度もお話しさせていただいたのですが、専門家による債務整理の解決方法が、テレビ、新聞、雑誌、電車の車内広告などで、国民に一層周知され、弁護士会、司法書士会、弁護士・司法書士事務所などで常時相談が受けられる環境が全国的に整ってきていることが原因になっているのか、また、全体的に多重債務者が減少していると考えて良いのか、判断をしかねているところです。

来年度の実施については、今年の結果を踏まえ、国の「多重債務者相談強化キャンペーン」の動向を見極めながら、より効率的に実施したいと考えています。

では、2つめの「多重債務問題に関する相談窓口等職員向け研修会」についてご説明いたします。17ページをご覧ください。今年度は、11月2日に実施しました。主な対象としまして、県及び市町村の窓口で多重債務相談等を行う消費生活相談員や窓口担当職員、他部局の多重債務者に接する可能性のある窓口担当職員、また県の消費生活センターで実施しています「高齢消費者・障害消費者被害防止情報交換会」の参加団体を中心に参加を呼びかけました。参加者数は、県及び関係機関20名、市町村31名の計51名です。昨年度と比較しますと、17名の増加となっております。今年度は、特に、市町村の他部局にも積極的に呼びかけを依頼しましたので、市町村の他部局から、多く参加いただいた結果、増加しております。

研修会の内容につきましては、多重債務に関する相談にあたっている近畿財務局総務部財務広報相談室の相談員である松本尊子氏を招きまして、債務整理の4つの方法の解説、実際に相談を受けられた事例の紹介を通じて、多重債務者の相談対応について具体的なお

話をさせていただきました。

参加者からのアンケート結果では、「具体的な事例紹介を交えての研修だったので、とてもわかりやすく研修を受講できた。」などの意見が寄せられまして、おおむね好評だったと考えております。以上でございます。

(伊東会長)

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。どちらかというと私の専門でございますので、みなさん黙ってらっしゃるのかなと思いますけれども、多重債務者がですね、少なくなっているのか増えているのか、全くわからない状況が続いているみたいでして、特に、法の規制が強化されたために、最初に消費者金融から断られたらどうも知人とか親戚を頼りにしてというかたちで流れている、そろそろヤミ金に流れているという報告があったのですが、多重債務者の傾向は何か変わったものはあるんですか。

(事務局：高橋主任主事)

相談に来られた方の内訳は毎年アンケートをとっているのですが、16ページの下にもございますとおり、性別、年齢、職業の傾向は調べているのですが、給与所得者が毎回多数を占めており、だいたいこのような形で人数は変わっているのですが、割合は変わらないのかなという感じです。

(伊東会長)

それともう1点ですが、100万円未満で返済が困難になっているというご意見を聞いているのですけれども、ここでも6人となっているのですが、増えているという感じはしますか。

(事務局：高橋主任主事)

昨年度と同じ実施結果の資料しかないのですが、100万円未満の方は、昨年度は43名中7名、100～200万円も7名、今年は27名中6名、100～200万円は3名ですので、人数は減っているものの、割合が増えたと言えなくもないのですが、2ヶ年の状況ですので、はっきりとわかりません。

(伊東会長)

それほど大きな変化は見られないということですね。

(事務局：高橋主任主事)

20年度の資料もございましたが、76名来られまして、100万円未満の方が18名となっておりますので、割合はほとんど同じです。

(伊東会長)

わかりました。ありがとうございました。その他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に進みたいと思います。議題7「平成23年度上半期における消費生活相談の概要について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局：消費生活センター中川係長)

H23年度上半期の消費生活相談の概要ということで、資料の19ページでございます。1番上の相談件数の推移ですけれども、一番右の件数です。9月末までの数字ということで、2,664件の相談を受けております。H22年度が2,749件の上半期の件数ですので、比率でいうと96.9%ということで、若干減っております。最近の傾向として、相談件数全体が、H16年度をピークにしまして少しずつ減少傾向ということですので、だいたい同じような傾向かと思われまして、H16年度は、様々なはがきとかの架空請求がたくさん来て、そういう相談がたくさんセンターにも入ってきたという状況でしたけれども、それが少しずつ落ち着いてきて、件数が減っています。先ほどから話がありますけれども、各市町村の窓口が開設されておりますので、相談自体も分散しているのかなと思っております。それから、2番目の年代別の傾向ですけれども、各年代ごとにほぼ同じような割合できていると思うのですけれども、特に、60代以上の方からの相談が、前年度から比較しても増えております、60代、70代以上の方ということで、高齢者の方についてのご相談が増えているという傾向でございます。それから、3番目の販売方法別ですけれども、いろいろ特商法にからむようなご相談ということで、ほぼ同じような割合、傾向だとは思っているのですが、あえていえば、通信販売、電話勧誘販売に関する相談が割合

的には少しずつ増えているという状況でございます。それから、20ページにまいります。これは、相談件数を商品別に落としたものでございます。PIO-NET や相談統計で使っている商品別ですが、相談件数全体が減少傾向ですので、増減欄もほとんどが△になっているんですけれども、その中でも増えているところというのは、②③と右側に打っているところなんですけれども、②が金融・保険サービスに関する相談、③が運輸・通信サービスに関する相談という状況です。特に②の金融・保険サービスの状況を21ページに落としております。全体的に去年より47件増えています。その中でも、特に、預貯金・証券等ということで、この中にも、未公開株の勧誘であるとか、社債に関する相談が入っております。もう一つ、ファンド投資商品ということで、特に、今年度は安愚楽牧場の件数が増加分の中では大半を占めるんですけれども、その他にも、劇場型で勧誘、いろいろ相談が入っております。例えば金の採掘権の勧誘であるとか、仏像の勧誘であるとか、水資源の勧誘であるとか、様々なかたちの勧誘をこのファンド型投資商品に入れ込んでおります。特徴ある相談としては以上です。

(伊東会長)

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

(深水委員)

劇場型というのは1人の被害者の方が複数の業者からというのがいっぱいあると思うんですけれども、この表では、被害者1人と数えているのでしょうか、それとも事業者が1つと数えているのでしょうか。

(事務局：中川係長)

件数は相談があったら1件と数えていますので、複数の業者が関わっていてもそれは1件です。

(坂東委員)

土日の相談は、奈良県はどうなっているのでしょうか。これが一点です。それと、もう一つは、先ほどの多重債務に戻るんですが、相談が土日に開催しているときは相談があるけれども、平日に開催しているときにはゼロというのが多いような気がするのですが、やはり、多重債務の問題も、サラリーマンの方が多いいということであれば、平日の午後というのはなかなか難しいのかなと思うところがあります。その点を含めてお話いただければと思います。

(事務局：三浦係長)

土日の県内の消費生活相談の状況なのですが、県のセンターは土日はやっていないんですけれども、生駒市で今年度から国の住民生活に光をそそぐ交付金を活用しまして、土曜日に、電話相談のみなんですけれども、新たに相談対応しているところでございます。また、2点目の多重債務の無料相談会なのですが、やはり土日の方が来てもらいやすいということで、今回、特に23日の祝日を含めて、開催したというところでございます。

(坂東委員)

もう1点いいですか。今の時期ですと、消費者ホットラインのことも聞いておきたいなと思うんですけれども、奈良ではどのような活用状況でしょうか。あるいは、課題があるとしたらどのようなことでしょうか。課題があることを前提に聞いてしまいました。すみません。

(事務局：三浦係長)

それでは、消費者ホットラインについてお答えします。消費者ホットラインというのは、消費者庁の取り組んでおります、どこに相談したらいいかわからない人向けに、0570の共通の電話番号から消費生活相談窓口につなぐというシステムで、お住まいの郵便番号を入力すると、居住地の相談窓口へ電話が転送されるというシステムになっております。県では、基本的に、市町村で相談窓口が開いている日は市町村につなぐ、それ以外は県の消費生活センターにつなぐというような設定にしております。ホットラインの相談は平成22年1月からなんですけれども、始まった当時は結構あったんです。県のセンターでもホットライン専用の電話を設置しまして、鳴ったらホットラインとすぐわかるような状況にしておるんですが、今はそれほどかかっていないような状況でございます。県におきましては、ホットラインもあるんですが、まずは、県のセンターや市町村窓口の認知度を上げようという取り組みをメインに行っておりますので、まず市町村とか何曜日にどこでやってますよという、そういうところに力を入れております。ホットラインについての認知

度とか、番号もなかなか覚えにくいので、0570-064-370という番号でして、「守ろうよみんなを」という語呂合わせで作ってるんですが、なかなか覚えづらいというところがございます、伸び悩んでいるという印象を持っております。以上でございます。

(伊東会長)

それでは議題8「その他」といたしまして、事務局から他に報告等はございませんか。

(事務局：三浦係長)

それでは、その他ということで、最近、相談が多い貴金属の訪問買い取り、いわゆる押し買いとも呼ばれておりますが、法規制を検討しているのですが、そういった状況の説明、報告をさせていただきます。

資料22ページをお願いします。こちらは、貴金属等の訪問買い取りに関する研究会という消費者庁が立ち上げた研究会の中間とりまとめということなのですが、訪問販売などを規制しております、「特定商取引法」略して「特商法」というのがございますが、訪問買い取りは、訪問販売とは逆で、消費者の方が売り手となるので、特定商取引法の規制の対象外となっております。また、クーリング・オフもできないということから、最近になって、消費者トラブルが多発しているというような状況です。

資料24ページをお願いいたします。訪問買い取りに関する全国の相談件数を載せているグラフがございます。グラフにありますとおり、平成22年度に入ってから全国的に相談件数が急増しているというところでありまして、奈良県内における状況を報告いたしますと、平成22年9月以降に相談が入っているような状況で、県と市町村のPIO-NETの登録件数の相談状況といたしまして、平成22年度は22件、今年度は12月時点で19件となっております。

また、訪問買い取りにかかる商品は、ほとんどが貴金属ということで、一部、着物を買いたいというのがありますが、相談事例としては、「訪問してきた貴金属の買い取り業者が、強引に家に上がってきて、なかば強引に買い取ると、それで契約書も何ももらっていないので、業者名もわからない。」というような相談や、「断っても、人を代えて同じ業者が何度も来る。」といった相談などがある状況です。

資料26ページをお願いします。先ほども言及しましたが、現行の法令上の規制に消費者を保護する規定がないということで、そこに挙げております消費者契約法ですとか、他の法令に係らないすき間事案を対象にした消費者安全法というのがありますが、そこでも強制力のある規制ができないというような状況でございます。その点から、特定商取引法による法検討を国で行っているところです。

資料27ページをお願いします。ここにあります「貴金属等の訪問買い取りにかかる法的措置の検討」ということで、(2)①～⑦までございますが、7つの、事業者に対する規制を検討しているということで、基本的には特定商取引法にあるような内容になってくるんですけども、ご紹介しますと、「①事業者名・勧誘目的等の明示義務」、「②再勧誘・迷惑勧誘の禁止」、28ページにいきまして、「③契約書面の交付義務」、「④不実告知・重要事項不告知の禁止」、29ページにいきまして、「⑤威迫・困惑を伴う勧誘の禁止」、「⑥高齢者など判断力の不足する消費者への勧誘の禁止」、「⑦債務不履行などへの是正」、というような規制を検討しております。また、合わせて、訪問買い取りに係るクーリングオフも認めようという制度設計をしているところがございます。こちらの方針につきましては、新聞広告等によりまして、来年の国会で法改正を検討しようという情報も入ってきております。

このように、法律のすき間を狙う悪質業者について、国で法的措置を検討しているという状況です。

(伊東会長)

この他、ご意見、情報提供はございませんでしょうか。

(坂東委員)

今日いろいろお話を聞いて、とても勉強になりました。ありがとうございました。みなさんが大変ご努力していることもよくわかりました。ただ、私自身も様々なお願いも言いましたが、たとえば、土日に相談窓口を開催するというのは、大変重要なことだと思うのですが、それを実際にやるのは大変ですね。一方で、それをやるためには、現場で相談にあたっておられます、相談員のみなさんのご意見、感覚をととても大切にしなければならないだろうと思います。H24年度での基金の終わった後の対応につきましても、相談員のみなさんが安心して働いていけるかということがとても重要だし、それが今まで奈良のみなさんが努力してきたことをきちんと維持できていくかにかかっていると思います。ここにも代表の方が参加されていますが、様々な機会を通して、相談員のみなさんの意見の聞き

取りを県の施策に活かしていただきたいというのが私からの強いお願いです。今日初めて認識しましたが、せっかく資格を取った人材バンクの方々がおられるようでございます。そういった方々が、何らかの形で、自分は今、具体的な消費者問題に関わっていると認識できるような施策を考えていただけるとありがたいと思います。それはまさしく人材でございまして、人材を活用しない手はないわけですし、活用した以上そこに一定の納得感だけではなく、お金というわけではありませんが、よくやってくれているねというのがメッセージとして伝わるしくみを作らなければならないと思いますので、これを機会にご検討いただければと思います。

(吉永委員)

現場で相談員をしている者なので、一言言わせていただきたいことがあるのですが、一昨日、こちらのセンターに訪問営業しているリフォーム業者が定期訪問という形でいらっしゃいまして、そこで訪問販売お断りシールについて、それを貼ってあるお家はどのようにしていますかということをお聞きしていたのですが、生駒市は条例がきちんとしているものから、生駒市は行きませんとはっきりおっしゃっていました。他市町村を回っていますということで、他市町村で条例を作るところがないか教えてもらえないかとおっしゃっていました。条例で訪問販売お断りシールを貼ってあるお宅については、県の条例でも訪問販売を行えば条例違反であるという見解はうかがっているのですけれども、確実に業者には伝わっていないものから、それは訪問販売をしてもオーケーと理解されているようなので、できれば条例の逐条解説みたいなものがあれば相談員としても交渉がしやすくありがたいと思っています。それをお願いしたいと思います。

(片山委員)

高齢者の被害者が増加しているというのを表で拝見しましたけれども、判断力の低下というところで、ご自分で被害に遭っていると認知されているかということが問題になるかと思えます。やはり、ご自分の中でアクティブに、自分が消費者被害に遭っているかもしれないという疑念がわくということが相談に向かうひとつのアプローチではないかと思えます。それができない方も視野に入れまして、できれば消費者トラブルの意識において、高齢者につきましては、地域包括支援センター、もしくは、精神疾患を持っておられる方々に対しては、精神障害支援センターとの連携も消費生活の安全を図るために取り組んでいただきたいと強く思いましたので、よろしく願いしたいと思います。

(事務局：三浦係長)

貴重なご意見ありがとうございます。消費生活相談員との意見交換を今年度から、2回させていただいておりますし、いろんな方の意見を取り入れながらやっていきたいと思っております。それから、高齢者、障害者の方との取り組みの連携ということで、情報交換会を年に2回ほど開催させていただいております。また、見守り通信を消費生活センターで作成して、最近の悪質業者の手口をご案内して注意喚起をさせていただいているというような取り組みもさせていただいております。今後もこういった場を活用しまして取り組みをさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(事務局：森藤課長)

3人の委員からご意見をいただきました。大変貴重なご意見ですので、これを参考に、今後の消費者行政の充実に取り組んで参りたいと思っております。

(伊東会長)

他にご意見等はございますでしょうか。

(瀧川委員)

消費者関係につながるわけですが、食品の安全について、24年度の計画にも触れられていることでございます。食品の安全については、様々な内容が変わっていくわけですが、今日は、放射線問題が指摘をされています。既に県の方でも機器を設置されておりますし、その他の公の機関でもしっかりと対応を進めておられますので、理性的に怖がるという非常に難しい問題があるわけでございますけれども、ぜひ、情報を消費者に向けて発信していただくということをお願いしたいと思います。

(事務局：森藤課長)

ありがとうございます。今、瀧川委員からご要望いただいたものにつきまして、本日お配りした資料に、昨今大変問題になっております、放射性物質につきまして食と健康への影響についてのリスクコミュニケーションを2月に予定しておりますし、昨日は食品の

添加物についてのフォーラムも畿央大学でさせていただいております。いずれにしても、放射性物質は目に見えないものでございますので、基本的な正しい知識を消費者の方に身につけていただくことを目的にして今年度リスクコミュニケーションを実施することといたしました。もし、委員の皆様方でお時間があるようでしたら、ぜひ参加していただければと思います。ご意見ありがとうございました。

(伊東会長)

ぜひこういう正しい知識を普及していただけたらありがたいと思いますので、よろしく願います。その他に、ご意見、情報提供ございませんでしょうか。それでは、委員のみなさんのご協力により、本日の議案の審議は全て終了いたしました。これをもちまして審議会を閉めさせていただきます。今後ともどうぞよろしく願います。本当にありがとうございます。

(事務局：堀川次長)

委員のみなさまには、それぞれの立場から、貴重なご意見を賜りました。ありがとうございました。今後の県の消費者行政に活かして参りたいと思います。坂東委員が再々おっしゃっておりますとおり、平成24年度に基金が切れるわけでございます。平成24年度以降どうしていくかということは、県の立場としては、頭の痛い問題でございます。国の方には、消費者行政の財政措置ということで要望はしているところではあります、明確な回答はいただいております。また、基金造成時のようにはっきりとこれは別という形で交付金がいただけるのであればそれがベストなのでございますけれども、国は一括交付金という言葉の中でその中に入っているということで、支援を考えていると聞いております。そうすると、財布の中の金の取り合いということで、なかなか厳しいと思います。ただ、基金は、おかげさまで、物理的に、相談環境の整備や相談員の待遇改善でかなり役に立っております。基盤整備は十分に図れているのではないかと考えております。後は、平成25年度以降どのようにお金を確保していくかということでございますが、費用対効果をきちんと説明できるような状況を作らなければならないと考えております。どのような形で説明するか、どういった状況に持って行くかというのは、我々もこれから真剣に考えていかなければならないと思っております。

また、食品の関係で、先ほど委員からご意見がございました。放射能汚染の問題は非常に大変なことでございます。県としましては、従来の食品検査体制の中に、新たに放射能検査機器を3台入れまして、11月から検査を始めております。今のところ法令等に違反するような商品は出回っておりませんが、4月には基準が変わるということでございます。現在500ベクレルが、100ベクレルと、五分の一になってしまうということは、個人的な危惧ではございますが、違反食品が出てくるのではないかと心配もしているところでございます。いずれにしても、県としては、精一杯の努力を続けていくつもりでございますので、これからもよろしく願いたいと思います。

冒頭で課長が申しましたとおり、みなさまの任期でございますが、平成25年6月までの2年間となっております。これからも、県民の消費生活の安定と向上のために大きなご理解とご協力を引き続きお寄せいただくことをお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。